

平成29年大川市農業委員会第9回総会議事録

1. 開催日時 平成29年8月10日(木)
開 会 午後3時30分から午後4時40分まで

2. 開催場所 大川市役所 第1委員会室(3階)

3. 出席委員(14人)

会 長	田中 博文		
1 番	柿添 博文	9 番	辻 正光
3 番	龍 靖男	10 番	吉川 康則
4 番	江崎 重俊	11 番	梅崎 正道
5 番	中村 博満	12 番	志牟田 文彦
6 番	貞苅 謙二	13 番	津村 浩二
7 番	植木 幸治	14 番	宮原 晶彦
8 番	古賀 林允	15 番	田中 博文

4. 欠席委員(1人)

2 番 井口 久美子

5. 傍聴人(0名)

6. 付議議題

議案第25号	農地法第3条許可申請について
議案第26号	農地法第4条許可申請について
議案第27号	農地法第5条許可申請について
議案第28号	農地移動適正化あっせんの申出について
議案第29号	大川市農用地利用集積計画について
報告第9号	農地法第18条第6項通知について
報告第10号	使用貸借の合意解約届出書について
報告第11号	農地法第4条届出報告について

7. 事務局

局長 柿添 量之 次長 相川 曜一 職員 高良 崇史

8. 会議の概要

(開会)

事務局 みなさん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから平成29年第9回大川市農業委員会総会を始めさせていただきます。

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員会の在任委員15名中、14名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、2番の井口委員から欠席の連絡がありましたので併せてご報告いたします。

それでは、議事規則第4条の定めにより、会長より議長を務めていただきます。よろしくお願いします。

議 長 本日、ここに平成29年第9回大川市農業委員会を招集しましたところ、委員各位には公私とも、ご多忙の折にもかかわらず、ご参集くださいまして誠にありがとうございました。それでは、出席委員は、定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される時は挙手をし、議長の許可を受けてから、議席番号、氏名を告げて発言をお願いします。

最初に、議案第25号農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。

1番について審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

1番については、譲渡理由が子への贈与であります。下限面積等の許可要件を満たしていますので、許可することに問題はないと考えます。ご審議をお願いいたします。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、1番についてご意見、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)

議 長 他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
1番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、1 番は申請どおり許可することに決しました。
以上で、議案第 2 5 号農地法第 3 条の許可申請についての審議を終わりました。
次に、議案第 2 6 号農地法第 4 条の許可申請についてを議題といたします。
1 番について、審議をお願いいたします。
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)
1 番については、転用目的が貸駐車場であります。
申請地の農地区分は「都市計画法上の用途地域」である第 3 種農地であります。第 3 種農地の転用は「原則許可」ですので、立地基準を満たしていると考えられます。
資金については残高証明書で確認し、隣接農地からも承諾を得ていることや被害防除としてコンクリートブロックを設置することから、周辺の農地に支障が生じるおそれもないと考えられます。
以上のことから、立地基準及び一般基準ともに満たしていると思われるので、ご審議をお願いいたします。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、1 番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

梅崎委員 1 番について補足説明いたします。
事務局から説明があったとおりです。現地を確認したところ、特に問題ないと思いますのでご審議をお願いします。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)
他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから、採決いたします。
1 番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長

挙手全員であります。

よって、1 番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。

以上で、議案第 2 6 号農地法第 4 条の許可申請についての審議を終わりました。

次に議案第 2 7 号農地法第 5 条の許可申請についてを議題といたします。

1 番から 2 番について審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局

(議案の朗読及び説明)

1 番については、転用目的が駐車場であります。現在利用している駐車場が手狭となったため今回の申請に至ったものです。

申請地の農地区分は「都市計画法上の用途地域」である第 3 種農地であります。第 3 種農地の転用は「原則許可」ですので、立地基準を満たしていると考えられます。

資金については、残高証明書で確認し、隣接農地からも承諾を得ていることや被害防除としてコンクリートブロックを設置することから、周辺の農地に支障が生じるおそれもないと考えられます。

2 番については、転用目的が海苔網乾燥場・資材置場であります。現在利用している乾燥場・資材置場が手狭となったため今回の申請に至ったものです。

申請地の農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等」である第 2 種農地であります。第 2 種農地の転用は「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可しない」こととなっておりますが、申請者の職業が海苔養殖業であることや、現在の資材置場の場所等から判断すると周辺の他の土地を検討することは困難であると考えられます。

資金については、残高証明書で確認し、隣接農地から承諾を得ていることから周辺の農地に支障が生じるおそれもないと考えられます。

以上のことから、1 番から 2 番について、立地基準及び一般基準ともに満たしていると思われるので、ご審議をお願いいたします。

議 長

職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

それでは、1 番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

古賀委員 1 番について補足説明いたします。

譲渡人が申請地を耕作できていない状況であることや譲受人の駐車場が不足していることから今回の申請に至ったと担当の行政書士から話を聞きました。事務局から説明があったとおり、申請地が用途地域内であることや、周辺農地への支障が生じることもないと思いますのでご審議をお願いします。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。

1 番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。

よって、1 番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。

それでは、2 番について地元委員さん補足説明ございませんか。

植木委員 2 番について補足説明いたします。

詳細は事務局から説明があったとおりです。これまでは前土地所有者が耕作を行っておりましたが、お亡くなりになり耕作する人がいなくなったため、管理が困難であるとの相談を申請前から受けておりました。ちょうど国土調査が行われており、譲受人に相談したところ、話がまとまったため今回の申請に至ったものです。現地を確認したところ、特に問題ないと思いますのでご審議を行います。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。

2 番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。

よって、2 番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。

以上で、議案第 2 7 号農地法第 5 条の許可申請についての審議を終わりました。

次に、議案第 2 8 号農地移動適正化あっせんの申出についてを議題といたします。

1 番から 2 番について、審議をお願いいたします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

1 番について、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(「意見なし」という者あり)

議 長 他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。

1 番について、あっせんすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。

よって、1 番については、あっせんすることに決しました。

ただいまから、あっせん委員の指名を行います。

1 番について、あっせん委員に、辻正光委員、宮原晶彦委員を指名いたします。

ただいま、指名いたしましたあっせん委員にご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま、指名いたしましたあっせん委員について、辻正光委員、宮原晶彦委員に決しました。

それでは、2 番について、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(「意見なし」という者あり)

議 長 他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。

2 番について、あっせんすることに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、2 番については、あっせんすることに決しました。
ただいまから、あっせん委員の指名を行います。
2 番について、あっせん委員に、龍靖男委員、植木幸治委員を指名いたします。
ただいま、指名いたしましたあっせん委員にご異議ございませんか。
(「異議なし」という者あり)
ご異議なしと認めます。
よって、ただいま、指名いたしましたあっせん委員について、龍靖男委員、植木幸治委員に決しました。
以上で、議案第 2 8 号農地移動適正化あっせんの申出についての審議を終わりました。
次に議案第 2 9 号大川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、ご意見、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)

議 長 他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
農用地利用集積計画について、賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、農用地利用集積計画は計画のとおり決定されることに賛成の意見を付することに決しました。
以上で、議案第 2 9 号大川市農用地利用集積計画についての審議を終わりました。
次に報告第 9 号農地法第 1 8 条第 6 項の通知についてを議題といたします。

職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （議案の朗読及び説明）

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。
みなさん、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。
以上で、報告第9号を終わります。
次に報告第10号使用貸借の合意解約届出書についてを議題といたします。
職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （議案の朗読及び説明）

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。
みなさん、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。
以上で、報告第10号を終わります。
次に報告第11号農地法第4条届出報告についてを議題といたします。
職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （議案の朗読及び説明）

1番については、転用目的が農業用倉庫であります。これまで近所の農業用倉庫を借りて農機具を保管していましたが、有明海沿岸道路工事に伴う収用で借りることができなくなってしまったため、今回の申請に至ったものです。

隣接農地も自己所有であることや、コンクリートブロック設置による被害防除を行うことから周辺の農地に支障が生じるおそれもないと考えられます。

本来、農地法第4条は許可を要するものですが、今回の申請は「農地法第4条申請であり、2a未満の農地を農業経営施設に転用するもの」で、許可を要しないものに該当するため、報告とさせていただきます。

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。
みなさん、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）

他に、ご意見等なしと認めます。

以上で、報告第11号を終わります。

以上で審議を終わりました。

次に、署名委員を氏名いたします。

3番 龍 靖男 委員

4番 江崎 重俊 委員

を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、左様決しました。

以上で、第9回大川市農業委員会総会を閉会致します。